

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における 男女の賃金の差異の公表について

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	68.9
非正規雇用労働者	80.1
全労働者	60.1

※ 賃金には基本給のほか諸手当等（通勤手当は除く）を含む

※ 正規雇用労働者：雇用期間に定めのない職員

※ 非正規雇用労働者：雇用期間に定めのある職員